

静県職第382号
2019年2月4日

静岡県知事
川勝平太 様

静岡県職員組合

執行委員長 伊東秀



要 求 書

日頃、貴職が職員の賃金・労働条件の改善に向け、努力されていることに対し、敬意を表します。

静岡県職員組合は、2019年2月1日に第204回本部委員会を開催し、春闘要求書を決定しました。

私たち県職員は、公務・公共サービスに対する県民の期待に応えるため、それぞれの職場で自らの職務に全力を尽くしています。しかし、その職務環境は、業務遂行に必要な人員が恒常に不足し、時間外勤務も抜本的には解消されないなど厳しい状況です。

人口減少を背景とした人手不足が深刻さを増す中、良質な公務・公共サービスを確実に維持するには、人材確保の観点を含め、賃上げによる処遇改善が何よりも求められます。職務に相応しい労働条件を確保することが喫緊かつ重要な課題となっています。

貴職が、真摯に業務に精励する職員の努力に応えるため、下記要求の実現に向け賃金・労働条件改善について誠意をもって回答されるよう要求します。

記

1 賃金及び諸手当の改善について、本県の長年の労使交渉経過を尊重し、以下のとおり賃金及び諸手当の改善を行うこと。

- (1) 基本賃金については、一律12,200円以上の引上げを行うこと。
- (2) 若年層・中堅層職員の給与水準について大幅に改善すること。
- (3) 「給与制度の総合的見直し」における給与水準の回復については、説明責任を果たし、制度導入時から完成時までの給与水準の回復プロセス及び算定根拠を組合に開示すること。また、特例給料月額の「率」について級別に異なる率を設定することなどにより、本県における年齢層別の公民均衡を図ること。
- (4) 高齢層職員の昇給制度について改善すること。また、定年まで昇給できるよう、各給料表、とりわけ行政職6級、研究職4級及び医療職（三）5級に必要な号給を増設すること。

- (5) 職務の級の適用について改善すること。行政職給料表においては、副班長級を5級、班長級全職員を6級、課長級全職員を7級適用とし、他の給料表についても同様に改善すること。
 - (6) 雇用と年金の接続について、公的年金の支給開始年齢の引上げにあわせ、定年延長を行うこと。なお、制度構築にあたっては、組合と十分協議し、当面、再任用の義務化により対応する場合は、給料表の適用級を改善するとともに生活関連手当を支給すること。
- (1) 早期勧奨退職制度について、その割増率等を国の早期退職募集制度を上回る制度とするよう改善すること。
 - (2) 現業職給料表について、新給与制度妥結時の確認事項を誠実に履行すること。
 - (3) 一時金は期末手当に一本化し、支給月数・職務加算措置について改善すること。
 - (4) 通勤手当について自己負担額を解消するよう改善すること。
 - (5) 人事評価制度については、労使合意を尊重するとともに常に改善を図ること。

2 人員増、労働条件等の改善について

- (1) 人事院規則等の改正内容を踏まえ、時間外勤務の上限規制と併せ、慢性的な時間外勤務の縮減に向け、計画的に増員すること。特に、年間の時間外勤務が360時間を超える職員がいる職場については、確実に増員を行うこと。当面、年間540時間超の職員がいる職場については、直ちに増員を行うこと。
- (2) 勤務時間の把握に向けた対策を実施した上で、個々の職員の勤務時間を正確に把握できるシステムを構築し、未申請による未払いが発生しない仕組みをつくること。
- (3) 試行中の時差勤務について、検証を行い、設定時間・人員配置・窓口対応など組合要求を踏まえて改善すること。
- (4) 各班に必ず班長及び副班長を配置し、上位職の班長兼務を解消すること。また、50歳以上の班長級未昇任者及び38歳以上の副班長級未昇任者をなくすこと。特に班長級について未昇任者比率が高い職種については特段の配慮を行うこと。

3 臨時・非常勤職員等の賃金労働条件の改善について

県で働く臨時職員、非常勤職員、短時間再任用職員などの労働条件をパートタイム労働法の趣旨に倣い常勤職員並みにすること。特に、臨時・非常勤等職員の時給算定について、地域手当及び特例給料月額を算定基礎に加え、年間労働日数（年間242日勤務）を基に算出すること。また、法改正を踏まえた必要な対応を図るなど、その他の課題については別途提出した「新たな一般職非常勤制度『会計年度任用職員制度』の確立に向けた要求書」に基づき改善すること。